

3 健介保第 549 号
令和 3 年 6 月 28 日

市内有料老人ホーム 管理者 様
市内サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

厚生労働省が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正に伴い、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正しましたので、通知します。なお、当該通知は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にも送付しております。

1 主な改正内容

(1) 目次

目次を追記したものを。

(2) 令和 3 年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和 3 年度介護報酬改定により、指定特定施設等において見直しが行われた以下の項目について、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとしたもの。

ア 感染症対策の強化（市指針 8(7)）

イ 業務継続に向けた取り組みの強化（市指針 8(5)）

ウ ハラスメント対策の強化（市指針 7(3)イ）

エ 高齢者虐待防止の推進（市指針 9(5)イ～オ）

オ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ（市指針 7(2)イ）

(3) 書面規制、押印、対面規制の見直し

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、政府が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、本指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができることとしたもの。（市指針 14）

(4) その他

ア テレビ電話装置等を活用した会議等の開催（市指針 8(11)、9(5)イ、9(8)ア）

イ 保全措置義務の対象拡大（市指針 11(2)イ）

ウ 民法規定による連帯保証人の極度額設定（市指針 12(2)キ）

2 重要事項説明書（別紙様式）の改正

(1) 主な変更点

ア 事業主体及び有料老人ホームの連絡先にメールアドレスを追加

イ 元号（昭和・平成）を削除

ウ 居室の状況の「1 全室個室」に（縁故者居室を含む）を追記

これまで、本市では一定の要件を満たした夫婦部屋等を「2 相部屋あり」としていたが、国に合わせて「1 全室個室（縁故者居室含む）」に変更する。

エ 緊急通報装置等について追記

オ 加算の項目に「介護職員（等特定）処遇改善加算」を追記

カ 協力医療機関に「協力科目」の項目を追記

キ 別添1の様式を厚労省の様式に合わせる

ク 別添2の一部項目（移送サービス、巡回、緊急時対応）を削除

3 留意事項

以下については、特定施設入居者生活介護の基準等について一定の経過措置期間が設けられているため、当該指針においても、同様の経過措置期間を設けるものとします。

(1) 市指針7(2)イ（認知症介護基礎研修の受講の義務）

ア 令和6年3月31日までは努力義務

イ 新規採用職員については採用後1年間の猶予期間を設ける（アと同じく令和6年3月31日までは努力義務）

(2) 市指針8(5)（業務継続計画の策定）、市指針8(7)（衛生管理等）、市指針9(5)イ～オ（虐待防止の委員会等）

ア 令和6年3月31日までは努力義務

(3) 市指針12(8)エ（事故発生防止等の担当者を置くこと）

ア 令和3年9月30日までは努力義務

4 本通知の施行期日

令和3年7月1日から施行します。

5 その他

改正後の指針、重説等については、NAGOYA かいごネットに掲載しております。

NAGOYA かいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2539

FAX 052-972-4147

E-Mail a2539@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp